

シルバー派遣事業のマージン率等に係る情報提供について（令和３年度）

公益社団法人京都府シルバー人材センター連合会

労働者派遣法第23条第5項に基づき、マージン率を下記の通り公開いたします。

（資料：令和3年度労働者派遣事業報告書 京都労働局 令和4年6月30日受理）

実施事務所	派遣労働者数 （人）注1	派遣労働者の役務の提供を 受けた者（派遣先）の数 （社）注2	派遣料金の平均額 （A）（円）注3	派遣労働者の賃金の 平均額 （B）（円）注3	マージン率 （A-B）/A （％）
八幡市	74	26	10,563	8,227	22.1％
長岡京市	15	6	10,621	8,047	24.2％
城陽市	29	12	9,497	7,832	17.5％
宇治市	61	24	12,113	9,129	24.6％
福知山市	52	12	10,618	8,038	24.3％
京都市本部	243	86	11,289	8,381	25.8％
京都市東部	33	12	11,300	8,307	26.5％
京都市北部	12	10	12,310	8,929	27.5％
綾部市	61	23	11,019	8,628	21.7％
舞鶴市	32	11	10,359	8,122	21.6％
向日市	76	4	11,522	8,361	27.4％
宮津与謝広域	29	12	11,963	9,073	24.2％
京丹後市	106	22	11,105	8,456	23.9％
亀岡市	38	11	9,566	7,593	20.6％
京田辺市	61	11	11,390	8,714	23.5％
大山崎町	5	3	10,444	8,110	22.3％
南丹市福祉	75	13	10,331	8,166	21.0％
久御山町	42	15	11,485	8,565	25.4％
木津川市	22	8	10,314	7,953	22.9％
精華町	10	7	11,075	8,286	25.2％
京丹波町	42	9	10,352	8,262	20.2％

（注1）報告対象期間末日現在の人数 （注2）事業実施期間中の派遣先数 （注3）1日（8時間）当たりの額

労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定の有無
締結していない

派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項
キャリアコンサルティングの相談窓口
公益社団法人 京都府シルバー人材センター連合会 各実施事務所で実施

教育訓練の種類	対象者	開催回数（回）
接遇講習	短時間1年以上雇用見込みのある者	2
初任者研修	短時間1年以上雇用見込みのある者	8
職能別訓練	短時間1年以上雇用見込みのある者	2
その他の教育訓練	短時間1年以上雇用見込みのある者	2

福利厚生に関する事項

- ・ 労災保険、有給休暇
- ・ 指定宿泊施設会員割引制度等 （公益社団法人全国シルバー人材センター事業協会ホームページご覧ください）
- ・ 健康保険、厚生年金、雇用保険は原則適用なし（臨時的かつ短期的就業であるため）

※ただし、加入要件を満たす場合は適用します。